

〈資料〉

夫婦間の虐待と子の監護・面接

——カナダ西部の5州について——

村 井 衡 平

目 次

- I はじめに一わが国の事情
- II 合意のもとに子を監護する親の一方が他方を虐待するが、子の監護は認める。
- III 他方を虐待する親には、子の監護を認めない。
- IV 他方を虐待する親には、子との面接を認めない。

I は じ め に

夫婦の一方が他方を虐待することが原因となって離婚への道をたどるとき、離婚後にどちらが未成年の子を監護するか、また子を監護しなくなった一方による子との面接の問題をどのように定めるか、等々のむづかしい論題が山積みになる。ときには祖父母が孫との面接を請求して波紋を生じる例もみられる⁽¹⁾。ここでわが国の事情として、平成19年度の司法統計年報（家事編）によれば、家庭裁判所における調停および審判事件にあらわれた離婚申立の理由として、他方が「暴力を振るう」ことを理由とするものは、夫の申立が1,377件（1%）、妻の申立が13,394件（99%）を示し、他方の精神的虐待を理由とするのは、夫の申立が1,587件（18%）、妻の申立が11,384件（82%）となっている⁽²⁾。夫による精神的・肉体的な暴力・虐待を妻が主張する例が圧倒的に多いことがわかる。また、離婚後に未成年の子の親権・監護をどうするかの問題につ

いてみれば、18,188件について、父を親権者とするのが2,312件（91.2%）で、そのうち母が監護者となるのが225件（8.8%）であり、反対に母が親権者となる17,448件（99.7%）の場合に、父が監護者となるのは（0.001%）⁽²⁾となっている。父が子の監護者となる場合に、約1割について母が監護者となるが、反対に母が子の親権者となるほとんどの場合に、母が同時に監護者となっていることがはっきり示されている。

本稿を進めるに当って、わが国で父母が離婚したのち、未成年の子の親権・監護の問題をどうするか、当面の処置について簡単に触れてみたが、ここで同じ問題の考察をカナダ西部の諸州の事情に移すことにしよう。

両親がなんらかの原因によって離婚へと進んだ場合に、合意にもとづいて子の監護・面接の問題を解決し、爾後もその合意にもとづいて両者が慎重に事を運んでいけば、問題は生じまい。だが、ときとして、合意に反して一方が予期しない行動に出る例がしばしばみうけられる。その場合に裁判所はどのような判断をするのであろうか。

- ・合意にもとづいて子を監護する一方の親が他方に虐待を加える場合に、子の監護をいぜんとしてこのような親に委ねておいてよいのか。
- ・上記と同様の事情の場合に、このような親に子との面接を認めることが妥当かどうか。

解決しなければならない事情が目前に展開されている。目次にかかげた3つの問題を2つの部門に収約し、主として1990年代の事例を調べてみることにする。資料としては、Mclead, Child custody Law-and Practice. IV. 2006。および Reports of Family Law. 3d and 4th series によった。なお、参照できた限りにおいて、わが国の統計にみられるような詳細な資料は見当らなかった。

- (1) 村井「祖父母による孫との面接請求」神戸学院法学第38巻3・4号1頁以降。
- (2) 平成19年。司法統計年報 三家事編36. 37. 47頁（第8表および第22

表) 参照。

II 合意のもとに子を監護する親の一方が他方を虐待しても、子の監護を認める。

① **Cormier v. Cormier** 1983年 事件

McLead. 27-41. アルバータ州

この事件において、夫婦は離婚問題を解決するため、解決覚書 (Minutes of settlement) を作成した。それによれば、父が子を監護すべく定めていたが、母はその後、強迫を理由に合意を無効にしようとしたが、斥けられた。裁判所は強迫は何も左右せず、合意は自発的に行われたと認定した。裁判所はまた、証拠によれば過去に父によって母に虐待が加えられた事実を認定した。しかし、裁判所は、子が父の許に留まることを命じた。このように判断しながら、裁判所は暴力が子に向けられていた証拠は存在しないこと、父と子の間には特別な結びつきが存在し、父は別居以来、3年の間、子を満足のいくように世話していた事実に注目したという。

② **Rock r. Rock** 1990年 事件

Mclead. 27-42. B. C. 州

この事件において、母は虐待をするような親ではなかったが、母子は身体的および言語的な虐待によって嵐のような関係になる父と生活していた。父は母が単独または彼女の親しいパートナーと共に子を育てることができ旨を立証したのに反論できないが、具体的な事情のもとで、子を母の世話から離すことを認めなかった。裁判所は子の監護を変更することを拒否し、子が母のパートナーによって家庭内暴力にさらされるにちがいないという事実を軽視してしまったようである。

③ **Blanchette v. Cline** 1992年 事件

Mclead. 27-45. サスカチワン州

この事件において、父は母を虐待した。彼女は子をつれて彼のもとを離れた。彼女が新しい関係を始めたとき、彼女は子を父の許に返した。彼女は不十分な環境に居住していた。父は子の監護を与えられた。なぜならば、母は父が彼女を虐待したけれども、子に対しては決して虐待しなかったからである。子は父の許に留まることを望んでいた。

④ **G (D) v. Z (G. D)** 1997年 事件

Mclead. 27-44. B. C. 州

この事件において、マスターは当事者双方が互いに肉体的・言語的な虐待を主張し、彼等の3才になる娘の監護を請求する。さきの命令は子の監護を母に、父には子との面接を認めた。児童保護施設は、児童が保護を必要とする状況ではないと主張した。裁判所は子の最善の利益は変化を必要とするとし、父に一般的な監護を認めた。母が親としての熟練の程度は父のそれと比べるといくらか疑問ではあるが。

⑤ **Read v. Read** 1998年 事件

Mclead. 27-45. B. C. 州

この事件において、夫婦の娘および息子は審理の当時、19才と9才であった。母は長く続いた婚姻ののち、家庭をはなれた。彼女は夫婦間の関係を虐待と陳述し、父はアルコール中毒で彼女を虐待したと主張した。別居のとき、子は11才と4才であり、母は子が父の許にいるのが安全であると信じていた。父の肉体的・精神的な虐待は彼女にのみ向けられるものと考えていた。父は母が虐待を加えたと主張した。裁判所は、父と娘の関係が破壊されたとき、娘は母の許にのがれており、幼い少年は父が彼を必要としていると感じて、父の許に留まった。当事者間には反感があつて、家庭の状況は破壊的なものであった。娘は父と面接すること

を拒否した。息子は父と密接な関係を保つが、裁判所は、父はアルコールが原因で少年のための家庭を維持することはできないと判断した。母は娘については単独監護を与えられ、息子については共同監護となった。裁判所は、少年は父からなんらかの肉体的な損害をうけるような証拠はなかったとし、少年は父との密接な関係を続けるために、父と通常的面接を行うべきであるとした。

⑥ **Farden v. Farden** 1998年 事件

Mclead. 27-43. サスカチワン州

この事件において、裁判所は、父は自分自身の不安を自分で作り出しており、彼の飲酒および母に対する虐待は婚姻を破綻させる主要な原因であった事実を認定した。しかしながら、裁判所は母の主張の半分が事実でないことを認めながら、当事者双方が互いに虐待を加えており、子が敵意をもって証言をしていたと判断した。裁判所によって命じられたアセスメントによれば、子は過度に父が母に対して加えた暴力行為に関して不安にかられていたと認めたが、しかし父は心から彼等を愛していて、彼等を虐待する意図はなかったと結論した。母は裁判所の命令を破り、父と子の関係を破ろうと意図したが、裁判所は、子の監護を父に与えた。少年との分裂を少なくするため、彼が学校に出席する間は母の家庭に引続いて住み、週末および大部分の休日は父の許で生活することになった。母は少年が父に対して悪感情を抱かせようとするが、子は父と会うことを望んでいたのが真相のようである。

⑦ **L (D. L) v. L (D. L)** 1999年 事件

Mclead. 27-41. B. C. 州

この事件において、母に対する父の行為は感情的な虐待を構成した。彼等は別居し、母は彼等の娘が父の許に留まることに同意した。1年後、母は子の監護を請求したが、失敗した。裁判所は娘を父の許から移動さ

せることは最善の利益に反するとし、そうすることが、いっそう健全な方法であると判断した。それこそが子の知っている唯一の家庭であり、身近かに生活している義兄弟および援助してくれる家族メンバーから離されるべきではない。別居後、父は有能な親であることを示していた。別居前の母に対する行動には恐ろしいものがあったにせよ。

Ⅲ 合意のもとに子を監護する親の一方が他方を虐待するとき、 爾後、子の監護を認めない。

① **Rezansoff v. Rezansoff** 1991年 事件

R. F. L. 3d. vol. 32. p. 443. マニトバ州

この事件において、夫婦は1982年に婚姻したが、夫による虐待が原因で同88年に別居した。子は義務教育期間中の7才と6才および年少の5才の3人であり、週末は母の許で、それ以外は父と生活している。家族に関する調査報告書によれば、母が子を監護することを勧告する。離婚事件において、母は3人の子の監護を請求した。裁判所はこれに対し、父母による子の共同監護を命じ、3人の子の主要な世話と監督を母に与え、次のように判断している。すなわち、母は3人の幼い子の親として子に関心をもち、良い計画をしている。他方、父は暴力を好み、不健全な生活を続けており、このことは年少の子に範を示すものではなく、子はこのような両親の生活スタイルに適合するには余りにも幼すぎ、具体的な事情のもとでは、子を両親の共同監護とし、日常の世話と監督は母に委ねるのが最適であるという。

② **Shaw v. Shaw** 1991年 事件

R. F. L. 3d. vol. 38. p. 32. マニトバ州

この事件において、夫婦は1988年に離婚し、2人の子の共同監護を認められた。子は11才と8才である。母は第1次的に子の世話を引き受け、父は双方が合意した時機に同じ仕事をする。1989年頃、子は父母それぞれ

夫婦間の虐待と子の監護・面接

れの許に同じ期間をすごしていた。母はこの協議に不満をもち、父との接触を減らすため、父が彼女を虐待し子のために動揺していると主張した。アセスメントが命じられたが、母はそれに関与することを拒否した。アセスメントによれば、子は彼等の父と一定の時間をすごすことを望んでいる事実を認定し、両親の緊張状態によって事態が複雑になっていることを承知しながら、一週間毎の交代を提案した。これに対して双方はそれぞれの単独監護を請求した。

裁判所はこれに対し、母に子の監護を与え、父には特定の面接を認め、次のように判断している。すなわち、証拠によれば、父が母に対し、感情的および精神的な虐待を加えた事実が認められた。父はまた子と共にいるとき、しばしば強迫感念にとりつかれた。そのようなあつれきは母に子の単独監護を認めることによって減少させるべきである。子に対する父の行動がきわめて意識的なものであり、子にとっては苦痛であり、父の面接は2週間に1度の週末の夕方とすべきであるという。

③ M (C. K) v. M (R. L. R) 1993年 事件

Mclead. 27-62. マニトバ州

この事件において、夫婦は3人の子を母の許に残すことに合意した。子はその後、母による監護を捨て、父の許に移された。最終的に年下の2人は母の許に、年長の子は父の許に残った。父は最年長の子の監護を請求した。子の学校での動作は彼が世話をしている間に改善されたと主張した。

裁判所は、そのような改善は子の世話のための適切な配慮に由来しており、子が別の学校に通ったりしたことによると判断した。そして、婚姻中に父が母に虐待した事実、父が子に荒々しい態度をとり、彼等は父を恐れていた事実を考慮し、子は彼等の兄弟および母と共にいる方がより有益であると結論している。

④ **Stojokovich v. Stojokovich** 1993年 事件

Mclead. 27-66. オンタリオ州

この事件において、父は4才の息子の監護を争わなかった。裁判所は彼等が同居中、父はいく度も母を肉体的に虐待した。母は子と共に女性保護所（シェルター）に逃げ込んだ。あるとき、冬の最中に、父は彼等と子を家から閉め出した。またあるときは、子の前でガソリンに点火しようとした。母は父がガソリン・スタンドで子を誘拐しようとするのに抵抗し、父の車に引きづられたりした。彼は母の部屋の窓にくつを投げつけて強迫する。彼はその後、保護観察命令にも違反した。

裁判所は彼に監督づきの面接のみを認め、父は「弱い者いじめ」であり、同居中およびその後母に加えた行為は、ときとして、子を危険な状態に落し入れたという。

⑤ **B (S. M) v. B (K. R)** 1997年 事件

Mclead. 27-29. オンタリオ州

この事件において、婚姻が継続中に夫が妻を肉体的・精神的に支配する不当威圧（undue influence）によって、家事契約（Domestic Contract）が締結された。妻が提出した証拠は裁判所によって受理され、それによれば、彼女が合意書に署名するよう要求されたとき、独立して判断することができなかった旨を証人および心理学者の証言によって補強していた。契約は不条理なものであり、不当威圧と強圧のもとになされていた。夫の妻に対する行動は、妻のニーズを理解するにはほど遠いものであった。

ここに登場する家事契約には同居合意（cohabitation agreement）、婚姻契約（Marriage contract）、別居合意（separation agreement）等が含まれるが、本件では別居合意が問題となっている。夫はなんらかの原因で妻との別居を望むが、正常な状態で別居の話を持ち出しても、妻の合意を得ることはできないと考えたのであろう。そこで夫は不当威圧を利用

夫婦間の虐待と子の監護・面接

することを考えた。具体的にどのような方法をとったかは明らかでないが、「現実に彼等が行っていることが本人の行為ではないような、人の意見を圧倒する不当な影響」と定義される不当威圧の方法により、妻が自分の意見に反して別居を合意させる結果を収めた。妻が合意書に署名したとき、どの程度、夫によって虐待されていたかを示すための法的アドバイスをうけることさえできない状態であったという。だが、このような夫の悪意に満ちた計略も、実情を知った証人・心理学者の証言によって白日のもとにさらされる結果となっている。

⑥ *Quimet v. Quimet* 1997年 事件

Mclead. 27-71. B. C. 州

この事件において、父は2人の子の監護について一方的な命令をうけ、また母は監督づきの面接を認められた。裁判所は父が裁判所の手続を濫用したと判断した。なぜならば、彼は母がどこにいるかを知っており、裁判所に示したことは正直な内容でなかったからである。裁判所は父がきわめて支配的な人間であると認定した。彼は母に対して虐待的な言葉をあびせかけた。彼は当事者のできごとに関する証拠を美化し、それについて全く責任を負わなかった。彼が厳格な見解を主張するために当事者間に多くのまさつが生じていた。

裁判所は他方において、母の証拠を完全にうけ入れてはいなかった。彼女はきわめて独断的であり、ときとして、攻撃的でさえあった。しかし、父が主張するほどではないと判断され、母は子の監護を与えられ、面接の機会を増すという父の要求は否定された。裁判所は最終的に母が第1次的に子の監護者であり、子もそれを望んでいると認めた。

⑦ *Manaire v. Manaire* 1999年 事件

Mclead. 27-39. マニトバ州

この事件において、夫婦は別居合意をし、子の共同監護—子は母の許

に居所一を定め、合意はうまく行っているようにみえた。だが、現実には夫が妻に対して肉体的な虐待をくりかえしていた。夫の仕打ちに耐えがなくなった妻は子の単独監護を求めて提訴した。

裁判所はこれに対し、夫の請求を斥け、以下のように判断している。すなわち、自治体のヘルス・センターより、虐待をうけている人は虐待の事実を自分から他人に告げたがらないという証言を得ていた。子の監護については、母の方が父よりも子の最善の利益に関心をよせているように考える。アセッサーの見解によれば、父が子を1人で監護すべく主張するが、裁判所はこれをとうてい受け入れられないとして拒否した。また、動物を虐待することと人間を虐待することとの間には関連が存在しうることを指摘し、子の監護を父に委ねることを拒否している。

ここでは主に夫の生活態度が問題の焦点になっているとみてまちがいない。夫婦が正常な状況のもとで合意にもとづいて別居し、子の監護・養育についても話し合いで解決していたのであれば、争いが生じるはずがない。だが、現実には全くうらはらであった。現実には夫が理由もなく妻に対する肉体的な虐待をくり返していた。虐待をうける妻になれば、直ちにその事実を白日のもとにさらして反省をうながすか、またはその事実にもとづいて離婚への道をとるか、二者選択の道があろう。だが、妻はどちらの道も選ばなかった。自分が夫から肉体的に虐待されてきた事実が世間に広まれば、あらゆる面で自分の評価が降がることを恐れたにちがいない。家族内の事情が世間にもれることのないよう、すべてを自分の胸の中に納めて事態をやりすごそうとする。裁判所がヘルス・センターから聞いた証言はこのような事情を明確に裏付けていよう。

Ⅳ 他方を虐待する親には、子との面接を認めず、または面接を終了させる。

① **Carlson v. Carlson** 1991年 事件

R. F. L. 3d. vol. 12. p. 383. B. C. 州

この事件において、父は母および子に対し、肉体的・言語的な虐待を加えていた。児童保護施設は父が子を世話している間に、1人の子が性的な虐待をうけていたというきわめて蓋然とした可能性が浮かび上がったため、子について関心をもっていた。子は父母の別居以来、母によって世話をうけていた。カウンセラーは、父の方がより健全な家庭を用意できるという理由で、父が子を監護すべく説得したため、母が控訴した。

裁判所は事実審判事が信頼したカウンセラーのレポートは欠陥のあるものであったと認定した。カウンセラーは、宣誓供述書のような利用できる証拠の大部分を再調査しなかった。彼女は母の家庭における不安定さについて、証拠をもたなかった。しかし、最も重要なことは、カウンセラーが父によって母に向けられた虐待の程度の重要性を考慮しなかったことであり、子が暴力を蒙っていたという事実である。子の監護は母に戻されている。

② **Brigante v. Brigante** 1991年 事件

R. F. L. 3d. vol. 32. p. 299. オンタリオ州

この事件において、夫婦は1983年に婚姻し、同89年に別居した。妻は3才の子の監護を付与された。父は広範囲な面接を認められた。1990年に母はオンタリオ在住の男と知り合い、彼の許に移る決心をした。彼女は妊娠しており、婚姻する計画であった。男は週末に彼女の子と会うにすぎない。妻は夫が彼女および子を虐待したと主張し、児童保護施設に連絡をとった。施設は父の説明を聞くことなく、監督づきの面接を勧告した。調査に当たった心理学者は母の虐待の主張を信用し、彼女がオタワ

に移ること、さらに監督づきの面接を勧告した。一方、夫は子と密接な関係を保っており、妻または子に対する虐待を否定した。彼には婚約者がいて、子との折り合いもよい。妻は夫の面接を制限し、さらに彼女がオタワに移る許可を請求した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、親子が他に移る権利は子の最善の利益によって支配される。子は父および彼の新しい家族と密接な関係をもっており、もし子が他に移るならば、有害な結果をもたらすことになる。妻がオタワに移るならば、面接はまれになり、費用もかかる。まれな面接は年長の子にはうけ入れられるかも知れないが、年少の子にとっては、父としばしば合うことが重要である。なぜならば、面接を制約するのは子の最善の利益ではないからである。母の新しい生活が健全なものであるとか、または子にとって有害なものであるという証拠は何も存在しない。したがって、妻は子の住居を他に移すことは禁止されるという。

③ Matheson v. Saburin 1994年 事件

Mclead. 27-77. オンタリオ州

この事件において、夫婦間の別居合意書によれば、母が子を監護し、父は自由に子と面接できる旨を定めていた。合意書はまた、子に関する争いを解決するための相談手続および第三者による手続を定めていた。父は肉体的・言語的に母を虐待し、監禁していた。彼はアルコールを盗用し、継続して母を困らせていた、面接のための訪問中に、子は神経的で怒りの行動を示した。裁判所はしばしば父の面接の請求を拒否し、最終的には面接および協議に関する合意書を無効と宣言してしまった。

④ Costa v. Costa 1994年 事件

R. F. L. 4th. vol. 14. p. 209. マニトバ州

この事件において、両親は1989年に婚姻した。彼等の関係は、父が肉

夫婦間の虐待と子の監護・面接

体的・感情的に母を虐待し、母はつねに父を恐れていた。母の見解によれば、父による虐待は9才と1才半の息子が彼および他人を強く打ったことに原因があった。裁判所によって命じられたアセスメントによれば、母の感情的なもろさおよび父がカウンセリングをうけようとせず、彼の経験から学ぼうとしなかったことが明らかにされた。母は父が子と面接することを否定するよう請求した。

裁判所はこれに対し、さらなる命令があるまで面接を禁止して次のように判断している。すなわち、父は彼の行動が母および子の上に及ぼす打撃を評価しなかった。彼がカウンセリングをうけなかったことは、彼のかかわっている問題の処理を妨げ、彼が子の心理的なニーズを評価することを阻止した。したがって、子の最善の利益は父による面接を否定するという。

⑤ Allen v. Allen 1995年 事件

Mclead. 27-48. オンタリオ州

この事件において、父は母に対して肉体的・口頭による虐待を加えた事実が認定された。審理の当時、母は彼等の息子を監護していたが、父の祖父が彼等の別の子（父の生物学上の娘）を監護していた。娘は祖母と結びついており、また父も祖母のもとに居住していた。父は彼が祖母の許で生活する間、娘の監護を与えられた。裁判所は娘が祖母の許で生活しても、暴力的または不安定な生活をするのではないと考えていたため、母の関心は娘に注がれることなく、彼等の個人的なニーズに向けられるべく結論した。母は息子の監護を与えられ、父の息子との面接の問題はさきに延期された。

⑥ Alexander v. Geary 1995年 事件

R. F. L. 4th. vol. 14. p. 311. オンタリオ州

この事件において、夫婦は1993年の秋に同居し、翌94年に子が生まれ

たのち、別居した。母と子は、子が3カ月のとき、他の男と同居を始めた。合意のもとでの命令により、母は1994年の秋に子の監護を与えられた。母は28才。彼女は大学院を卒業し、住居および車を買入れ、彼女自身および子を扶養した。父は母に対する虐待を理由に拘禁され、保護観察命令による禁止にもかかわらず、妻を困らせた。彼はまた、彼を尊敬しない子を打つことも許されると考えた。彼は監督づきの子との面接を認められた。彼はしばしば面接を強行しながら、最後の瞬間にそれを取り止めたりした。母は父の過度の気質を理由に、彼自身および子との面接に反対した。子は自分の父も知らず、母子と生活している男をDoddyとよんでいた。父は信頼できず、責任を回避する証人となった。彼は子との面接を請求した。

裁判所はこれに対し、請求を斥け、次のように判断している。すなわち、審理を通じて、父は未熟であり、責任のがれをし、彼のおかれている立場に責任を負っていない。父の過去の暴力行為は面接と関連をもっており、自分の怒りをコントロールできないことを言外に意味している。父と子との間には感情的な結びつきは存在しない。このような事情のもとでは、現実に監督づきの面接を提唱できる。しかし、この方法も一時的なものにすぎないという。

⑦ Bolton v. Bolton 1995年 事件

Mclead. 27-83. サスカチュワン州

この事件において、母に対する父の虐待的・支配的な行為が別居後にエスカレートした。彼は母との接触を控えるべき命令に違反し、肉体的に母を虐待し、財産に損害を及ぼした。彼は1年間の拘禁に処せられた。彼は14才と8才の2人の子について、いかなる関心も示さない。年下の子は父に会いたくないといい、“人を打つよっぱらい”と見ていた。子の年令および将来、父に会いたくなるにちがいない可能性、または面接を問題にするにちがいないことを考え、裁判所は母が子にカウンセリン

夫婦間の虐待と子の監護・面接

グをうけさせるよう命じた。裁判所は母に子の単独監護を命じ、父による面接については、何の命令もしなかった。

⑧ W (P. L) v. H (B. D) 1999年 事件

Mclead. 27-87. B. C. 州

この事件において、父は3才の子がいる面前で母に対して暴力を加え、虐待していた。父が拘禁されていることを含む多くの理由により、彼はほとんど6年間、子と会っていなかった。アセッサーの判断によれば、審理のとき、6才であった子はいぜんとして父を恐れており、父に関する記憶はほとんどなかった。家庭のなかで子は父の暴力にさらされていて、裁判所によれば、残忍さの中間程度であり、子は父に会うことを望んでいない。裁判所は永久的に面接を否定する命令が子の最善の利益とは結論できなかったが、父は彼の暴力および怒りを理解しようと企てていることに注目した。裁判所はしかし、父について心理学的なアセスメントを命令し、さらに父は裁判所が別の命令をするまで、子と面接しないことを命じた。

⑨ Clements v. Clements 1999年 事件

Melead. 27-53. サスカチュワン州

この事件において、5才の娘は母の監護にゆだねられた。父は奇妙な行動を示していた。さらに加えて、彼は母に対して、肉体的・感情的な虐待を加えた。あるとき、子が3才位るとき、母の耳および眼を守ることによって母を保護した。父に対し、“私の母にかまわないで”と告げた。母はもし面接が監督つきでなければ、父は子を傷つけるにちがいないと恐れていた。それほどに父は感情がはげしかった。最初の3カ月間、父の面接は監督つきですることが命じられた。もし事故が起らなければ、監督なしでよく、子との面接は両親自身で行うべきであると判断した。

以上